

「物価高命に関わる」

生活保護減額は違憲

札幌高裁で弁論

生活保護基準額の減額は憲法に違反するとして、北海道内の生活保護利用者105人が引き下げ中止を求める「新・人間裁判」の控訴審第4回口頭弁論が5日、札幌高裁でありました。

昨年11月の名古屋高裁での国家賠償請求も認める画期的な判決、

今年2月の三重県の津地裁での勝利判決後の



入廷する原告ら
11日、札幌市

審議もあり、多くの原告や支援者が闘いの決意を固めました。

70代の原告男性は意見陳述で、医療費が生活を圧迫するため生活保護を利用するようになったと経過を説明。

「生活必需品や光熱費でお金はほとんど残りません。一番つらいのは、店の常連だった人や世話になった人の葬儀にも行けず、家で手を合わせることもできないこと。物価の値上がりで、これ以上の節約は命にかかわる。

人間らしく生きることができる生活保護法を」と訴えました。

渡辺達生弁護士、西博和弁護士が意見陳述しました。

控訴審終了後の報告会で、細川久美子代表世話人は「裁判が長いようで短い10年。原告の体の状態も変化している。暖かい部屋で心が豊かになる生活ができる保護制度にするために、署名を広げ、体に気を付けて頑張ります」と呼びかけました。